

2 日本の難民受入れ

1978年にインドシナ難民の定住受入れを決定した日本政府は、内閣にインドシナ難民対策連絡調整会議を置いて、定住促進のための諸施策を推進することとしました。1979年11月、政府は財団法人（現・公益財団法人）アジア福祉教育財団に定住支援事業を委託し、財団内に難民事業本部が設置されました。日本はこれまでに1万1千人以上のインドシナ難民を受け入れました。インドシナ難民の受け入れは2005年度末をもって終了しています。

また、日本は、難民条約に加入し1982年に難民認定制度を設けました。法務省が難民認定申請者からの申請に対して、難民該当性の審査を行っており、法務大臣により難民として認定されます（条約難民）。2002年8月、閣議了解において、条約難民に対しての定住支援についても対策がとられるようになり、条約難民に対する定住支援事業も難民事業本部が実施することとなりました。

2008年12月、閣議了解により、第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施が決定され、2010年から2014年にかけてタイの難民キャンプからミャンマー難民18家族86名を受入れました。また、2014年1月の閣議了解ではパイロットケース終了後はマレーシアからのミャンマー難民を第三国定住難民として受入れることが決定され、2015年には6家族19名を受入れ、難民事業本部が定住支援プログラムを実施しました。

●インドシナ難民定住許可数（2005.12.31をもって終了）

ベトナム	8,656人
ラオス	1,306人
カンボジア	1,357人
合計	11,319人

●難民認定申請及び認定数（2015.12.31までの累計）

申請数	30,145人
認定数	660人
在留特別許可者数※注	2,446人

※注 難民と認定されなかったものの人道的な理由等から特別に在留を認められた者の数です。

●第三国定住ミャンマー難民受入数

2010年	5家族27名	2011年	4家族18名
2013年	4家族18名	2014年	5家族23名
2015年	6家族19名		

👤 難民事業本部 👤

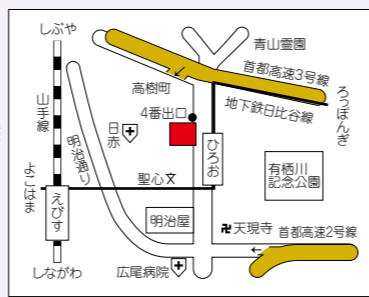
難民事業本部は、本部事務所、関西支部、RHQ支援センターにおいて、難民支援に関するさまざまな事業を行っています。事業に要する予算は、外務省・文化庁・厚生労働省からの委託費などです。

●難民事業本部の沿革

1979年	政府の委託を受けインドシナ難民定住促進事業開始 兵庫県姫路市に定住促進センター開設
1980年	神奈川県大和市に定住促進センター開設
1982年	長崎県大村市に難民一時レセプションセンターを開設し、一時庇護事業を開始
1983年	東京都品川区に国際救援センター開設
1995年	大村難民一時レセプションセンター閉所（通算入所者7,965名） 難民認定申請者への援助事業、難民支援海外事業、ボランティア育成支援事業開始
1996年	姫路定住促進センター閉所（通算入所者2,640名） 兵庫県神戸市に関西支部開設
1998年	大和定住促進センター閉所（通算入所者2,641名）
2003年	条約難民の定住支援を開始
2006年	国際救援センター閉所（通算入所者6,242名） 東京都にRHQ支援センター開設
2010年	第三国定住難民（ミャンマー難民）第一陣5家族27名に対する定住支援プログラムを実施
2011年	第三国定住難民（ミャンマー難民）第二陣4家族18名に対する定住支援プログラムを実施
2012年	アジア福祉教育財団が公益財団法人格を取得
2013年	第三国定住難民（ミャンマー難民）第四陣4家族18名に対する定住支援プログラムを実施
2014年	第三国定住難民（ミャンマー難民）第五陣5家族23名に対する定住支援プログラムを実施
2015年	第三国定住難民（ミャンマー難民）第六陣6家族19名に対する定住支援プログラムを実施

●本部事務所

〒106-0047
東京都港区南麻布5-1-27
アジア福祉教育財団ビル2F
電話 03-3449-7011
FAX 03-3449-7016-17
東京外口日比谷線広尾駅(H03)4番出口横



●関西支部

〒650-0027
兵庫県神戸市中央区中町通2-1-18
JR神戸駅NKビル11F
電話 078-361-1700
FAX 078-361-1323
JR神戸駅前



●RHQ支援センター

〒169-8799 東京都新宿区新宿北郵便局留
電話 03-5292-2144 FAX 03-5292-2043 発行日 2016年10月

難民事業本部案内

REFUGEE ASSISTANCE HEADQUARTERS (RHQ)



地球上では
113人に1人が
難民です

2016
(公財)アジア福祉教育財団難民事業本部

<http://www.rhq.gr.jp/>

1 難民とは

難民条約※注1では、難民を「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるという十分に理由のある恐怖のために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けられない者又は受けることを望まない者及び常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、その国に帰ることを望まない者」としています。

2015(平成27)年末現在、UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)が保護と援助の対象としている難民・国内避難民は約6,530万人います※注2。このほかにも、多くの人たちが避難を余儀なくされていると推定されています。このような難民、国内避難民に対して、UNHCRを中心に、日本を含めた各国が国際的な保護と救援活動を行っています。

※注1 1951年の「難民の地位に関する条約」、1967年の「難民の地位に関する議定書」により、難民の法的保護、地位などの定義が規定されています。日本は1981年に加入。

※注2 United Nations(国連)による同年の世界人口推計は73.49億人となり、表紙にあるように世界では、113人に1人が難民という計算になります。

〈インドシナ難民〉

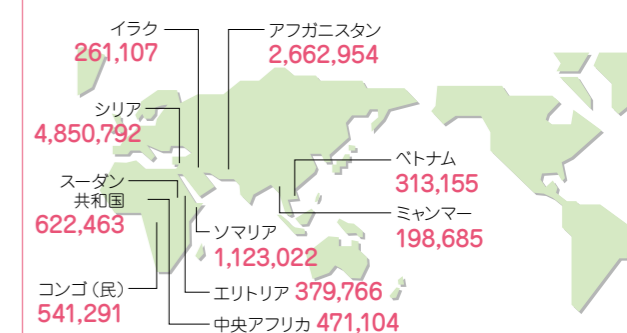
1975年のベトナム・ラオス・カンボジアのインドシナ三国における戦争終結後、社会主義化と内戦の戦火を逃れ、ボートで海外へ逃れたり(ボートピープル)、陸路隣国へ逃れた(ランドピープル)人々です。約130万人のインドシナ難民がアジア地域の難民キャンプを経て、またボートピープルとして、米・豪・加・日などに定住しました。

〈第三国定住難民〉

第三国定住難民とは、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国へ移住する人々です。

●世界の主な難民発生国（2015年12月31日現在、単位：人）

〈UNHCR資料より〉



3 難民事業本部の業務

定住支援事業

↑ 定住支援プログラム ↓

難民事業本部は、RHQ支援センター（東京都内）で、条約難民とその家族並びに第三国定住難民を対象に日本語教育等の定住支援プログラムを提供しています。

コースの種類

条約難民とその家族対象

- 半年コース(前期・後期) 週5日(月～金 9:30～15:50)
 - 一年コース(夜間) 週5日(月～金 18:30～20:55)
- (ただし、カリキュラムの設定によって曜日・時間を変更する場合があります。)

第三国定住難民対象

- 半年コース 週6日(月～金 9:30～15:50、土 9:30～12:10)

1. 日本語教育

572授業時間(1授業時間=45分)
日本語の基礎(読む、書く、聞く、話す)を重点的に学びます。

2. 生活ガイダンス

120授業時間(1授業時間=45分)
日本で生活する上で必要な制度(社会保険、税金など)、社会の決まりや仕組みなどの知識を習得します。

3. 職業相談・紹介

就職を希望する人には、公共職業安定所(ハローワーク)と同じように職業相談員が職業相談及び職業紹介を行います。



日本語授業風景

↑ 定住後の支援 ↓

生活相談

定住者等の在留資格を持ち日本に生活するインドシナ難民や条約難民等は、学校に行くことも就労することも自由ですが、不慣れた環境や不十分な日本語などのために、さまざまな困難に直面する人も少なくありません。難民事業本部では、本部事務所、関西支部等に難民相談員を配置し、さまざまな問題(住居、医療、教育、家族呼び寄せ等)についての相談に応じ、安定した生活を営めるよう支援しています。また、難民定住者が多数居住している神奈川県横浜市・厚木市、大阪府八尾市、兵庫県姫路市、愛知県名古屋市の地域難民相談コーナーを開設しています。

相談窓口一覧

	場 所	相談日時	最寄り駅	TEL・FAX
東 京	難民事業本部 本部事務所	月～金 9時半～17時	東京メトロ 日比谷線広尾駅 4番出口	TEL 0120-090091 (難民相談者専用) TEL 0120-925357 (難民認定申請者専用) TEL 03-3449-7029 (難民認定申請者) TEL 03-3449-7049 (難民相談窓口) FAX 03-3449-7016
	神奈川県 横浜市泉区役所	金 9時～16時	相鉄線 いずみ中央駅前	TEL 045-801-3738 FAX 045-801-3738
	神奈川県 県政総合センター	水 9時～16時	小田急線 厚木駅より 徒歩15分	TEL 046-223-0709 FAX 046-223-0709
兵 庫	難民事業本部 関西支部	月～金 9時半～17時	JR神戸駅前 JR神戸駅NKビル 11F	TEL 0120-090091 (相談者専用) TEL 078-361-1720 FAX 078-361-1323
	大阪府 八尾市役所	第2、第4水 10時～16時 予約制	近鉄八尾駅より 徒歩5分	TEL 0120-090091 *難民事業本部 相談者専用と同じ
	兵庫県 姫路市役所	第2、第4火 10時～16時	JR姫路駅よりバス 市役所前下車	TEL 0792-21-2759
	名古屋 国際センター	木 10時～12時 13時～16時	JR名古屋駅より 徒歩7分	TEL 0120-090091

注意：祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

地域定住支援員による支援

第三国定住支援パイロット事業においては、RHQ支援センター退所後の第三国定住難民が居住する地域の自治体等の協力を得て、同地域に地域定住支援員を配置し、きめ細やかな生活面のサポートを実施し、地域への統合を促進しています。

コミュニティ活動の支援等

異なった文化の中で抱える不安や悩みを少しでも解消し、自立した生活を送れるよう、難民定住者のコミュニティが行う、母国文化の継承や地域社会との交流、コミュニティ機関誌の発行等の活動を援助し、難民定住者が、自らのコミュニティを作り、発展させるために行う活動の支援をしています。

また、難民定住者向けの暮らしの手引きとして「生活ハンドブック」を、ベトナム語、ラオス語、カンボジア語、英語、ミャンマー語、カレン語の対訳版で発行しているほか、難民定住者やその家族が小・中・高校や大学などに入学した場合に教育訓練援助金(一時金)を支給しています。

日本語学習の支援

地域で暮らす難民定住者が継続して日本語を学ぶことができるよう、難民事業本部で開発した日本語教材等の援助を行っています。また、難民定住者に日本語の学習指導を行っている日本語ボランティア団体の活動や運営に関する助言や支援を行っています。RHQ支援センターと関西支部では、日本語教育相談員が難民定住者や日本語ボランティア団体・学校・事業所等からの日本語学習に関する相談に応じています。



難民事業本部が開発した日本語教材
(用例付語彙集、日常用語集)

職業相談・紹介

難民定住者が自立した生活を維持するためには、安定した雇用が確保されなければなりません。本部事務所、関西支部及びRHQ支援センターでは、職業相談員が就職のあっせんを行うとともに、就職後のケアとして職場を訪問したり、相談に応じたりして雇用の安定に努めています。また、関係行政機関や就職先の事業所との会合を開催するなど、難民定住者の雇用促進のための各種事業を実施し、広く理解と協力を求めています。

難民認定申請者に対する援助事業

難民認定申請を行っている人のうち、生活困窮者と認められる人に対して、生活費・宿舍借料・医療費の支援を行っています。また、ESFRA(難民認定申請者緊急宿泊施設)の提供、生活のアドバイスも行っています。



ESFRAの内観(一例)

セミナー・スタディツアー等 広報・啓発事業

難民問題の専門家及びボランティアを育成し、また、難民支援分野でのNGOとの連携を進めるため、難民問題に関するセミナーなどを催しています。さらに、広く難民問題について理解を求めるための「難民理解講座」も開催しています。



2015年6～7月開催
「ワークショップ難民」